

全学教職課程履修者対象

教育
実習

の手引

第1版



岡山大学教師教育開発センター

Center for Teacher Education and Development, OKAYAMA UNIVERSITY

【目次】

第Ⅰ部 総説	1
1. 教育実習の意義	2
(1) 教育実習とは何か	
(2) 教育実習の概略	
2. 教育実習の目標	3
(1) 本学の教育実習系科目	
(2) 教育実習のゴールイメージをもつ	
(3) 「教員育成指標」を意識する	
3. 中学校教育の概要	6
(1) 中学校とは	
(2) 授業時数	
(3) 中学校教育の実際	
4. 高等学校教育の概要	7
(1) 高等学校とは	
(2) 高等学校教育の実際	
5. 小中一貫教育制度の概要	9
(1) 義務教育学校	
(2) 小中一貫型小・中学校	
6. 中高一貫教育制度の概要	10
(1) 中等教育学校	
(2) 併設型の中学校・高等学校	
(3) 連携型の中学校・高等学校	
7. 教育実習における心得	11
(1) 基本的な姿勢	
(2) 生徒に対して	
(3) 実習校及び実習校の教職員の方々に対して	
(4) 実習中に知り得た情報について	
(5) その他	
(6) よく指摘を受ける教育実習生の言動	
第Ⅱ部 教育実習の展開	17
1. 学校理解	18
(1) 勤務校について	
(2) 学校教育目標について	
(3) 校務分掌について	
2. 学校経営・学年経営・学級経営	19
(1) 学校経営	
(2) 学年経営	

(3) 学級経営	
3. 教育実習における観察・参加	21
(1) 観察	
(2) 参加	
4. 教育実習生の日	25
(1) 教育実習期間の標準的な過ごし方	
(2) 標準的な一日の流れ	
(3) 教育実習記録	
第Ⅲ部 学習指導案について	31
1. 学習指導と学習指導案	32
(1) 教育課程とは	
(2) 学習指導の進め方	
2. 一般的な学習指導案の書式及び必要事項	33

第 I 部

総 説

1. 教育実習の意義

(1) 教育実習とは何か

教育実習は、学校教育の実際を体験的かつ総合的に理解し、「教育実践」と「教育実践研究」の基礎的な力を身につける機会です。観察・参加・実習という方法で体験を積み、教育者としての愛情と使命感を深めます。また、教職課程で学んだ理論・知識・技術等を応用し、生徒の成長を支援します。このことを通して、学校教育のすべての場面（教科指導、学級経営、生徒指導、学級活動や清掃・給食指導等）で体験を積み、教師に必要な実践的指導力の基礎を培う機会が教育実習です。

皆さんの多くは、1年次に「母校訪問」を経験しています。かつて通い慣れた高校に、生徒や学生としてではなく、「教師」の立場に視点を置いて訪問しました。授業観察記録を作り、恩師へのインタビューを行いました。その後、作成した「母校訪問報告書」の写しが皆さんの手元にあるはずです。あなたはそこで何を記述し、どのような自己課題を設定したのでしょうか。もういちど読み返すことで初心を思い出してください。併せて、これまでの教職課程での学習を振り返ってください。そのうえで教育実習では何を課題とし、それをどのように乗り越えるのか、自分なりの見通しを立てることが大切です。

(2) 教育実習の概略

教育実習は実践的指導力の基礎を実地に即して培う機会です。本学の教職課程で学んだ理論や知識に基づいて実践し、その実践を分析し、改善点を見つけ、さらに工夫を重ねて実践します。理論と実践を自ら往還させることが、実りある教育実習の鍵となります。

「学ぶ立場」から「教える立場」への転換は、皆さんに多くの困難をもたらします。しかしその困難に出会うことこそ教育実習の意義であり、教職に向けて育つために乗り越えなければならない過程です。皆さんは教育実習で次のことに取り組み、体験的に理解します。

①学校現場を理解する。

生徒の特性や地域社会の実態を生かして学校教育が営まれていることを理解する。

②教師の仕事を理解する。

教科指導・学習指導から学校実務まで含め、教師の仕事の全体像を理解する。

③生徒を理解する。

学習や人間関係における個々の生徒ならびに集団としての生徒の課題や成長へのニーズを理解する。

④教育実習生としての研究課題を見つける。

教育実習後に履修する「教職実践演習」のなかで追究すべき課題を発見する。

⑤教育実習生として適切な言動やマナーを身につける。

教育実習は、皆さんを受け入れてくださる実習校のご厚意によって実現しています。また、皆さんの所属学部・コースの大学教員や教務担当者の献身的な尽力によって実現しています。そうした人と人、組織と組織のつながりが皆さんを支えていることを忘れないでください。併せて、「教育実習をさせて頂く」立場であることは当然ですが、同時に「教育実習生として実習校の教育活動に貢献する」という高い志をもった取組を期待します。

2. 教育実習の目標

(1) 本学の教育実習系科目

大学の教職課程は、①教養教育（日本国憲法、外国語、情報）、②教職教養（教職論、教育学概説、生徒指導論等）、③教科教育・内容（教科の指導法及び専門学部で学ぶ教科内容科目）、④教育実践の4領域から成り立っています。

このうち④について、本学では次の3科目を設け、「教育実践に関する科目」と総称しています。

- ・教育実習Ⅱ（教育実習基礎研究）：教育実習事前事後指導科目
- ・教育実習Ⅳ（中学校教育実習）もしくは教育実習Ⅴ（高等学校教育実習）
- ・教職実践演習

かつて、教育実習は「完成実習」と呼ばれ、4年生の秋頃に実施することが一般的でした。4月から一人前の教師として教壇に立てるよう、十分な力をつけさせる最後の機会、すなわち教職課程の総仕上げの科目だったのです。

しかし今日では「事前指導→教育実習→事後指導→教職実践演習」という段階性を重視しています。つまり「完成実習」ではなく「段階実習」の性格を強めています。「そつなくこなす」ことではなく、取得を希望する教員免許にふさわしい資質力量を身につけるために、何を課題としなければならないかを、実地に即して自ら発見し、考えることを重視しています。

おそらく皆さんは「実習授業で失敗したくない、恥をかきたくない」、あるいは「学校の先生や生徒とうまくコミュニケーションしたい」という思いが強いのではないかと思います。しかし、その思いが強すぎると、失敗を避けようとして萎縮してしまい、消極的・防衛的な思考や言動が増えてしまいます。従って、まずは皆さんがどのような教育実習にしたいのか、自己の課題は何かを明確にし、これを克服する手立てを客観的にも説得力ある形で自ら考える必要があります。そのうえで、大学教員や実習校指導教員の助言に耳を傾け、教育実習での体験を経て良質な課題を自ら導き出し、「教職実践演習」につなげていくことが必要です。

(2) 教育実習のゴールイメージをもつ

教育実習での皆さんの取組を評価するのが、本学の「教育実習評価票」(P.14)です。教育実習を終えたとき、何ができるようになっていなければならないのか、そのゴールイメージを意識して臨むことはとても大切です。本学では4つの力(学習指導力、生徒指導力、コーディネート力、マネジメント力)について16の評価項目を立てています。

たとえば学習指導力では「生徒の既習事項を予め把握すると共に、授業実践を通して生徒の学習状況の把握に努めていた」、生徒指導力では「生徒一人一人に対して受容的共感的に受け止めようとする態度で接することができていた」、コーディネート力では「教職員の指導や助言を積極的に仰ぎ、研究的態度で学ぶことができていた」、マネジメント力では「学級経営の視点や方法について、積極的に学んでいた」といった評価項目があります。

これらの項目に対して、現在の自分の力量はどうか、課題があるとすれば、それはどのようなものか、その課題を克服するために、教育実習期間中にどのようなことを意識して取り組むか、といったことを明確にしておく必要があります。着地点に辿り着くために、

どのようなルートでどのようなアプローチを取るのか。このことを明確にすることが、成長への近道であり王道です。

(3) 「教員育成指標」を意識する

本学の「教育実習評価票」の他に、皆さんが「ゴールイメージ」として意識すべきものももうひとつあります。平成29年4月1日の教育公務員特例法の一部改正に基づいて、全国の都道府県・政令市の教育委員会は「教員育成指標」を作成しています。これは当該の都道府県や政令市で勤務する教員に対して、採用後の経験年数に応じた「求める資質能力」を明示したものです。

このうち、皆さんが注目すべきは「採用時に求める指標」です。一例として岡山県と岡山市共通の指標を下表に示しました。

表：採用時に求める指標（岡山県と岡山市共通）（小中高）

領域	資質能力	目標
教育に対する揺るぎない情熱	【教職への思い】	<ul style="list-style-type: none"> ○教育への夢と希望をもち、児童生徒の成長のために教育に携わる意欲がある。 ○教育的愛情をもって本気で児童生徒と関わることができ、教員としての喜びや意義を見出している。 ○児童生徒一人一人の良さを認めて、児童生徒のやる気を引き出すことができる。
	【社会人としての自覚】	<ul style="list-style-type: none"> ○社会人としての自覚をもって自己を律することができる、法令等を遵守している。 ○チームの一員として役割を自覚し、協働して課題解決に取り組むことができる。
	【向上心】	<ul style="list-style-type: none"> ○広い教養を備え、人間的魅力を高めようとする意欲がある。 ○多様な経験を積む中で、絶えず自分の取組を振り返り、次の課題解決に生かすことができる。
確かな指導力	【授業をつくる力】	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領を理解した上で、児童生徒の学習状況や個の特性等の実態を意識した授業づくりをすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領をもとに教材研究を行う基礎的な知識・技能を身に付けている。 ・教材研究に基づいて学習指導案を作成することができる。 ・作成した学習指導案に沿って適切に授業を進めることができる。 ・学習の基盤となる学習規律を確立して授業を進めることができる。 ・自他の授業を振り返り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業に生かすことができる。 ○新たな教育課題やカリキュラム・マネジメントについて

		て 基礎的な知識を身に付けている。
	【生徒指導・教育相談・児童生徒理解の力】 【学級（HR）経営の力】	○生徒指導・教育相談の基礎的な知識を身に付け、児童生徒との信頼関係を築くことの重要性を理解している。 ○適切な児童生徒理解に基づいて、学級（HR）の規範意識を高め、望ましい集団づくりを行うための基礎的な知識を身に付けている。 ○安全・安心な教育環境を確保するための基礎的な知識を身に付けている。
	【教育課題を解決しようとする力】	○岡山県・岡山市それぞれの地域の実態や学校の教育課題を理解し、課題解決に向けて取り組む意欲がある。
つながる力・人間関係力	【コミュニケーション力】	○様々な人と協力・連携する中で、多様な考え方を受け入れつつ自分の考えを伝えたり、良好な人間関係を築いたりすることができる。 ○組織の中での役割を理解したり、互いの仕事や健康について相談したりすることができる。

岡山県・岡山市では「教育に対する揺るぎない情熱」、「確かな指導力」、「つながる力・人間関係力」という3領域に7つの資質能力を設定しています。またそれぞれの資質能力の育ちを見取る15の指標を設定しています。「採用時に求める」とは、言い換えると「教職課程を修了したときに、学生に身につけておいてほしい資質能力」を意味します。ここでは岡山県・岡山市のことを事例として取り上げましたが、すべての都道府県・政令市で策定されているものです。皆さんが受験を希望する都道府県・政令市教育委員会のホームページではどのような育成指標が策定されているか、確認しておくことを勧めます。

3. 中学校教育の概要

(1) 中学校とは

学校教育法第四十五条では、「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。」と、中学校教育の目的が掲げられています。各中学校においては、これら法令等に従い、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、教育計画等に掲げた目標を達成するよう教育を行います。

また、中学校は義務教育の最終段階であり、高等学校等への進学や就職を見据えた進路指導、それらを含めたキャリア教育は、教育活動全体を通じ、計画的、組織的に行われねばなりません。

(2) 授業時数

各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において、以下のように定められています。（この表の授業時数の1単位時間は、50分です。）

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数	35	35	35	
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総授業時数	1015	1015	1015	

※平成29年3月に告示された学習指導要領における標準授業時数。

(3) 中学校教育の実際

中学校教育の根幹とも言えるものが、学習指導です。その他にも、生徒指導、学級経営、キャリア教育、人権教育、特別支援教育、情報教育、学校健康教育、防災教育、危機管理、部活動など、教育活動は多岐にわたります。この他にも校務分掌における役割が与えられます。また、保護者対応や地域連携といった学校外とのつながりも大変重要です。

4. 高等学校教育の概要

(1) 高等学校とは

高等学校については、学校教育法第六章第五十条・第五十一条に次のように規定されています。

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(2) 高等学校教育の実際

各都道府県により課程・学科等に違いがあり、参考として次表に岡山県の例をあげています。（*高等学校名）

課程	学科	専門分野	概要
全 日 制 課 程	普通科	学区を持つ普通科 *岡山朝日 他	国語、数学などの普通教科を中心に学習します。多くの科目から学習したい科目を選択できたり、専門的な科目を学習できる学校もあります。また、コースを設置している学校や単位制の学校もあります。
		全県を学区とする普通科 *岡山城東 他	
	専門学科	理科に関する学科 *岡山一宮 他	実験・演習を通して、理数に関する優れた能力・適性を伸ばします。
		国際に関する学科 *西大寺 他	英語力や情報処理の知識・技能を身に付け、国際感覚を深めます。
		体育に関する学科 *津山東 他	体育についての専門的な実技・理論などを学習し能力を伸ばします。
		普通系専門学科 *倉敷鷺羽 他	普通科目やビジネスに関する専門科目から選択して学習します。
		農業に関する学科 *高松農業 他	植物栽培や動物飼育を通して、食・農を担う後継者を育成します。
		工業に関する学科 *岡山工業 他	産業社会の技術革新に対応したエンジニアを育成します。
	商業に関する学科	日々変化する経済社会で実践的に活	

	<p>*岡山東商業 他</p> <p>躍する人材を育成します。</p>
	<p>家庭に関する学科</p> <p>*岡山南 他</p> <p>衣食住・保育・家庭介護に関するスペシャリストを育成します。</p>
	<p>看護に関する学科</p> <p>*真庭 他</p> <p>高等学校・専攻科5年一貫教育を通して、最新の医療技術を学びます。</p>
	<p>情報に関する学科</p> <p>*玉野光南</p> <p>情報に関する知識技術を身に付けたスペシャリストを育成します。</p>
	<p>福祉に関する学科</p> <p>*倉敷中央</p> <p>実践を通して、福祉の専門的な知識・技術を学びます。</p>
	<p>環境科学に関する学科</p> <p>*高梁城南</p> <p>環境保全と創造に関する幅広い知識を身に付けます。</p>
総合学科	<p>将来の生き方について考える機会が多く設けられ、普通科目及び専門科目が数多く開設されています。進学希望者は普通科目を中心に、就職希望者は専門科目を中心に学ぶことができるなど、自分の適性や社会への理解を深めつつ、様々な進路希望に対応できる単位制の学校です。 * 岡山御津 他</p>
定 時 制 課 程	<p>定時制課程を置く学校には、夜間の特定時間帯に授業を行う学校、昼間の特定時間帯に授業を行う学校、両者を併せて置く学校があります。また、普通科だけでなく、商業科、機械科、電気科、総合学科、総合技術科など、様々な科が開設されています。一般的には4年で卒業しますが、3年で卒業することも可能な学校があります。 * 鳥城 他</p>
通 信 制 課 程	<p>自宅などで作成したレポートの添削指導が学習方法の中心となりますが、原則として日曜日に行われるスクーリング（面接指導）で、各教科・科目の先生から直接指導も受けます。3年で卒業することも可能です。学校の区分（前期・後期）に応じた年2回の入学者選抜を実施しています。 * 岡山操山 他</p>

5. 小中一貫教育制度の概要

従来の制度下でも、小学校と中学校の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育、いわゆる小中連携教育が進められてきました。そのうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育が、様々な自治体や学校現場で実施されてきました。そこでは、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態などが様々であり、地域の実情に即した多様な取組が行われてきました。その状況を踏まえ、平成28年4月1日に、改正学校教育法が施行され、次の(1)と(2)の2つの形態を制度化することになりました。今後の少子化の進行などの社会の変化に伴い、より豊かな教育環境の整備に向けて小中連携・一貫教育の必要性はさらに増していくと予想されます。

(1) 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

(2) 小中一貫型小・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施すものです。

設置者に着目し、同一設置者によるものは、「併設型小・中学校」として、一部事務組合を設立して小・中学校を設置している場合など、小学校と中学校で設置者が異なるものは、「連携型小・中学校」として制度化されました。

併設型小・中学校

既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、より密接な連携である一貫教育にレベルアップさせるイメージです。

連携型小・中学校

設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合もあります。例えば、市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子供の通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立で設置されているケースなどです。

6. 中高一貫教育制度の概要

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、平成11年4月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となりました。生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3つの形態があります。

参考として、それぞれ岡山県の公立校をあげています。（*学校名）

(1) 中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うものです。中高一貫教育を実施することを目的とする新しい学校種として設けられたものであり、学校教育法において、その目的、目標、修業年限、前期課程と後期課程の区分等について規定されています。

*岡山県立岡山大安寺中等教育学校

(2) 併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するものです。学校教育法において、中等教育学校に準じて、中高一貫教育を行うことができることを規定されています。例えば、県が県立中学校と県立高等学校を、市が市立中学校と市立高等学校を、学校法人が私立中学校と私立高等学校を併設する場合等が該当します。

*岡山県立岡山操山中学校・高等学校

*岡山県立倉敷天城中学校・高等学校

*岡山県立津山中学校・高等学校

*岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校

(3) 連携型の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものです。学校教育法施行規則では、中学校及び高等学校においては高等学校又は中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができるとともに、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施することを規定しています。

*真庭市立蒜山中学校・岡山県立勝山高等学校蒜山校地

7. 教育実習における心得

教育実習は教員免許を取得する上で大変重要な意義を持っています。そして、実習校の先生方は皆さんを次代の学校教育を担う存在として受け入れてくださっています。そのような実習校の先生方の期待に応えられるように全力で取り組みましょう。教育実習生としての心構えについては、教育実習の意義や目標の項でもとりあげられており、他の項でもそれぞれに触れています。ここでは、教育実習生としての基本的な姿勢と、実習校の生徒や教職員の方々にどのように接するべきかという心得等について説明します。

(1) 基本的な姿勢

限られた時間の中で充実した教育実習を行うにはすべてに積極的であるべきです。ベテランの教師であっても、常に最良の行動がとれる訳ではありません。とにかくやってみる事です。と同時に謙虚でなくてはなりません。良い経験ができるか否かは自らの姿勢次第です。

- ① たとえ教育実習生であっても、実習期間中は実習校の職員の一人であり、その学校の教育活動に関わっているという自覚を持つ。
- ② 常に向上心を持って積極的に行動し、研究するという意欲を持つ。
- ③ わからないことは決してそのままにせず、尋ねて確認する。
- ④ 助言やアドバイスには、謙虚な姿勢で耳を傾け記録をする。
- ⑤ 観察事項は、できるだけ詳細に記録しておく。
- ⑥ 与えられた役目は責任を持って遂行する。もしも困難を感じたら実習校指導教員に相談する。自分にできることや手伝えることは進んで行う。
- ⑦ 言葉・服装・立ち振る舞いについては、教育者としての品位を保つよう注意する。
- ⑧ 反省的に自分を振り返り、自分の課題は何かを考え解決しようと努力する。

(2) 生徒に対して

実習生は現職の先生から指導を受ける立場であると同時に、生徒たちに対しては教師の立場に立つことになります。学生の立場ではありません。そのことを十分に踏まえた上で、生徒の中に飛び込み、生徒理解を図りながらしっかりと関わる事が重要です。

- ① 個々の生徒を、一人の人格を持った個人として尊重する。
- ② 公正な愛情をもって生徒に接し、偏った態度や特別な扱いはしない。
- ③ できるだけ早く生徒の名前を記憶する。
- ④ 生徒の言動や表情、行動から思いや考えを理解するよう努力する。
- ⑤ 場面に応じ、生徒の意欲を喚起するような意図を持った言葉がけを行う。
- ⑥ 指導にあたって、特定の思想や政党の主張を一方的にとりあげたり宗教教育を行ったりしてはならない。
- ⑦ 自己紹介をする場面があるので、簡潔に自分の意欲を伝えられるような内容を考えておく。
- ⑧ 生徒の行動等で気になることや心配があれば、必ず教職員に連絡する。

(3) 実習校及び実習校の教職員の方々に対して

教育実習は教員になるためには必修の科目ですが、実習を引き受けてくださる協力校にとっては義務ではありません。しかし、教職を目指す後輩を育てようという気持ちで受け入れて下さっています。そして、実習校の教職員の方々に様々な形で、少なからぬ負担をおかけしています。謙虚な姿勢と感謝の気持ちを持っていれば、学校で行われているすべての営みやすべての方々から多くを学ぶことができ、充実した教育実習を行うことができます。

- ① 実習校の実態を知るように心がける。事前に HP 等で学校の教育方針，組織，校風，地域の様子等について理解しておく。
- ② 実習校の教育活動全体を観察し，授業のみでなく，教師の活動の全領域を観察し理解するよう努める。
- ③ 実習校の規則を理解し，禁止事項を破ることは決して行わない。
- ④ 学校の器具や物品は許可を得て使用し，使用後はその始末を厳重に行う。
- ⑤ 提出物等は定められた期日に必ず提出する。
- ⑥ 直接指導を受けるか否かには関係なく，すべての教職員の方々に謙虚な気持ちで接する。
- ⑦ その日の実習を終えて下校する際には，実習校指導教員の許可を得る。

(4) 実習中に知り得た情報について

教育実習にかかわって得た情報を，LINE，Twitter，Facebook，instagram，ブログ等の SNS に掲載し，大きな問題になる例が全国的に後を絶ちません。ネットは匿名の世界ではありません。たった一言のつぶやきから取り返しのつかない事態にならないよう十分に注意しなければなりません。

- ① どのような内容であれ，実習で知り得た事柄を SNS 等で公開する等してはならない。画像を掲載する等は論外，一部の情報から個人が特定されることもある。その結果個人情報が流出した場合には，社会的責任を求められることになる。
- ② 実習校の生徒と携帯電話番号やメールアドレス，SNS 等の ID 等を交換することは厳禁。個人的な繋がりを持っていることが判明した場合，実習中止はもとより，懲戒を含めた処分の対象になる可能性もある。万一，生徒に交換を求められたら「大学が禁止しているから教えられない。」と明確に説明する。
- ③ これらのことは，教育実習期間中はもとより，実習前，実習後も十分に注意する。

(5) その他

教育実習生は，個人的な立場でなく教職員と同じように教育公務員としての立場にあることを十分に認識しなければなりません。

- ① 学校外であっても，実習期間中のトラブルは実習校に心配や迷惑をかけることにな

ることを心得る。緊急時に備えて学校の電話番号は必ずメモ等しておく。

- ② 社会人にとっては、健康管理も仕事のうちといわれる。欠席等することの無いよう、体調管理には十分に気を付けたうえで、体調が悪い場合は必ず実習校指導教員に申し出る。
- ③ すべての場面で遅刻は厳禁。やむを得ず間に合わない場合には必ず連絡する。



(6) よく指摘を受ける教育実習生の言動

【過去の実習校への聞き取りから】

- ・礼儀や言葉使いを知らない。
- ・場にふさわしいあいさつや受け答えができない。
- ・服装や身だしなみがだらしない。
- ・積極的に行動せず、言われたことしかしない。
- ・わからないことを質問しようせず、助言を素直に聞こうとしない。
- ・指導案の書き方を知らない。
- ・不適切な言動で生徒の心を傷つける。
- ・ルールやマナーを守れない。
- ・遅刻や無断欠席をする。
- ・提出物等の期限が守れない。
- ・実習生控室がまるで同窓会の様相。
- ・生徒たちに接していこうとしない。



《ふさわしい受け答えの例》

- ・朝は「おはようございます。」、帰る時は「何かお手伝いできることがありますか。」、「それでは、お先に失礼いたします。」、「ありがとうございました。」
- ・指導を請いたい時…「今、お時間はよろしいでしょうか。」、「指導案のここをこのようにしようと考えていますが、ご指導いただけますか。」、…「お時間を取らせました。ありがとうございました。」

資料 これは実習校に作成していただく評価票の様式です。

教 育 実 習 評 価 票(全学用)

岡山大学	学部・MP 研究科	学科 専攻	実習校名 校長名 職 印	
学生番号				㊟
氏 名			指導教諭 氏名印	㊟
評 価 項 目				観 点 別 評 価
学 習 指 導 力	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の既習事項を予め把握すると共に、授業実践を通して生徒の学習状況の把握に努めていた ・学習指導要領を基に教材研究や準備を意欲的に行い、創意工夫して授業を行おうとしていた ・単元（題材）を見通した計画を立て、生徒の実態に応じ、無理のない学習指導案を作成することができていた ・学習指導案に沿いながら、生徒の反応をふまえた授業実践をしようとしていた ・説明、発問、応答、板書等の、基本的技術を身につけていた ・自他の授業を事後に検討し、その特徴や改善点を次の授業に生かす工夫や努力をすることができていた 			a b c
生 徒 指 導 力	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人に対して受容的共感的に受け止めようとする態度で接することができていた ・生徒の言動や活動をよく観察し、個々の生徒に対する指導や、生徒集団に対する指導を適切に行うことができていた ・どの生徒にも愛情と信頼をもって接し、また生徒同士のコミュニケーションづくりに配慮することができていた ・校内の様々な場面（清掃活動、部活動等）で生徒と共に活動したり寄り添いながら意欲的に取り組むことができていた 			a b c
ネ ー ト デ カ イ	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生同士で課題を共有し、協働して実習することができていた ・学校組織の一員であることを意識し、教職員と連携・協力していた ・教職員の指導や助言を積極的に仰ぎ、研究的態度で学ぶことができていた 			a b c
マ ネ ジ カ メ	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちのよいあいさつ、時間、身なり、言葉遣い等、教員を意識した規律正しい言動を行うことができていた ・学級経営の視点や方法について、積極的に学んでいた ・学習指導案・実習記録等の提出期限を守ることやノート指導や点検書類作成等の事務処理を滞ることなく行うことができていた 			a b c
出 席 日 数	日	総 合 評 定 (○で囲む)		特記事項（総合評定A+, Cは必須）
欠 席 日 数	日			
遅 刻 早 退 回 数	回	A+ A B C		
実 施 授 業 時 間 数	時間			

観点別評価 a・・・特にできていた～できていた
 b・・・課題はあるものの、改善する姿勢は見られた
 c・・・課題があり、改善する姿勢が見られなかった

総合評定欄 観点別評価を基に、教育実習中の取組について総合的に判定してください

A+・・・特に優れており、教育実習生として十分な取組が見られた
A・・・概ね優れており、教育実習生として十分な取組が見られた
B・・・課題はあるものの、教育実習生として改善しようとする取組が見られた
C・・・教育実習生としての取組が不十分であった

※ 指導教諭が複数の場合は、話し合いの結果により記入してください

【教育実習評価票（全学用）の解説】

評価項目

- ・「学習指導力」「生徒指導力」「コーディネート力」「マネジメント力」の4領域で評価します。
- ・4領域の下位に具体的な「評価の観点」があります。
- ・「評価の観点」に基づいて、領域ごとの観点別評価をa, b, cのいずれかにて行います。

総合評定

- ・観点別評価をもとに、教育実習中の取組を総合的に判断してA+, A, B, Cで評価します。

特記事項

- ・実習中の取組について、実習校指導教員から見て特記すべき事項があれば記述して頂きます。

欠席日数

病気になってしまった場合は仕方ありませんが、教師の仕事は健康第一。健康管理も重要です。実習前にはしっかりと体調を整えて、風邪などひかないよう万全の体制で臨みます。

遅刻早退回数

遅刻や早退は厳禁です。やむを得ず遅刻をする場合は、理由を添えて必ず学校へ連絡を入れる必要があります。そのためにも学校の連絡先を携帯電話に登録しておくことを勧めます。また早退も特段の事情のない限り認められません。

なお、欠席、遅刻、早退の取り扱いは学校ごとに異なります。実習校の指示に従ってください。

実施授業時間数

原則として、学習指導案を作成し、実習生が単独で行った実習授業の総時数です。このほか「同じ指導案でクラスを変えて行った時数」や「指導教員あるいは他の実習生とチームティーチングで行った時数」は、後で振り返って確認ができるように、別途配布する「教育実習記録」に残すようにします。

第Ⅱ部

教育実習の展開

1. 学校理解

(1) 勤務校について

以下の項目を記入しましょう。通勤に関わることについては、事前の打ち合わせで確認すべきことを書きましょう。

勤務校の 正式名称		通勤に関わること（確認事項）
学校長名		
実習校指導教員名 (学級・教科)		
所在地		

(2) 学校教育目標について

勤務校の学校教育目標について調べ、あなたであれば、目標を達成するためにどのような教育活動を行うかまとめてみましょう。

教育実習を終えて、実際に行われていた学校教育目標達成に向けた教育活動について振り返り、あなたの考えをまとめてみましょう。

(3) 校務分掌について

勤務校の校務分掌について調べ、あなたが実習中に関わった分掌、興味のある分掌、実習校指導教員の分掌などの中から1つ選び、構成メンバーや役割をまとめてみましょう。

2. 学校経営・学年経営・学級経営

(1) 学校経営

学校はそれぞれに学校経営の目標である教育目標を設定し、その目標の達成を目指して日々教育活動を行っています。教育目標を具現化するには、校長だけではなく、所属するすべての教職員が、各々の専門性と経験を活かしながら校務を分担して行う必要があります。これが校務分掌です。校務分掌の内容には、生徒指導に関するものや保健・安全に関するもの、教育課程の編成や時間割の作成に関するもの、職員研修や研究に関するものなどがあります。校務分掌の形態は、学校に応じて様々であり、一人がいくつかを兼任することもあります。学校経営をスムーズに行うためには、校務分掌が重要な役割を果たしており、それぞれが、それぞれの役割を担いながら学校全体の運営にかかわっています。

具体的に学校がどのような学校経営目標を立て、そのためにどのように目標達成に向け学校として取り組みを行っているのかということを示したものに学校経営計画書というものがあります。書式や記載内容は各学校によって様々ですが、学校が現在取り組んでいることや成果や課題といった学校の現状分析や、当該年度に重点的に取り組む学校経営目標や計画、などが記載されています。中には学校経営目標に対してそれぞれの分掌ごとにどのような目標を立て、どのように取り組んでいくのかの方向性が記載されている学校もあります。学校経営計画書は、各学校のホームページに掲載されていることが多いので、実習生の皆さんはホームページで調べるなどするとよいでしょう。そして、自分が教育実習を行う際に、学校が掲げている目標や学校経営計画に対して貢献できそうなところはどこか、またどのようにしたら貢献できそうか、といったことを考えた上で実習をむかえるといいでしょう。

(2) 学年経営

学級経営を閉鎖的なものにせず、組織での教育を行っていく上で、同じ学年に属する教師との連携は重要な要素の一つになります。学年経営を行うことで、学級だけでは行えなかった指導が行えるなど、指導に厚みが出て、生徒のよりよい成長を図ることができます。また、学年経営において中心的な役割を果たすのが、学年主任です。学年主任は、学校と学級をつなぐ役割を果たしています。すなわち、学校に対して学年に属する教師や生徒の想いや現状を代弁する役割を持ち、各学級に対しては、学校経営に基づきながら適切な助言を行うという役割を担っているのです。学年主任が果たすこれらの役割が、抽象的な学校の教育目標を学年目標、学級教育目標と段階を追うごとに具体的に実現させ、達成を目指すことにつながります。

(3) 学級経営

学級とは、教科の学習を有効に指導するために設けられた集団であるとともに、生徒が所属感や安心感をもち、自分らしさを発揮しながら主体的にかかわることができる集団でもあります。そのような学級を作り上げていく指導や、条件整備などが学級経営です。学級経営は、学校の教育目標に基づき担任が作成する学級教育目標の具現化を目指し行われます。しかし、担任が独断で行うものではなく、生徒の実態を十分に理解しながら、生徒

が主体的にかかわって一人一人のよさが発揮されるようにしなければなりません。

実習生の皆さんの多くは特定の学級に配属されることになることが予想されますので、配属学級の担任がどのようなねらいや願いをもち、どのような学級経営を行っているのかを十分に見取ってもらいたいと思います。そのことと共に、そこで自分が貢献できそうなことを考えることや、実習校指導教員の指導の基、実践してみることを通して学級経営についての理解を深めてきてほしいと思います。以下に学級経営について実習生の皆さんに押さえておいてほしい事柄をいくつか記載します。

学級担任と教科担任

中学校や高等学校においては、教科担任制であるため、学級担任のほか、各教科を担当する教師がおり、行事等ではそれらの教師以外の教師も学級経営に直接的あるいは間接的にかかわっているといえるでしょう。したがって、学級担任は、孤立的、閉鎖的にならず、様々な教師の意見や想いに耳を傾けながら、学校の経営方針に沿って学級経営を行うことが大切なのです。

学級経営のための条件

学級経営に影響を与える条件には、様々なものがあります。中でも、教師と生徒、生徒と生徒の相互の人間関係から生まれる学級集団の雰囲気は特に大切です。学校生活の基盤となる教室での生活が生徒にとって安心できる場所となるためには、教師と生徒や生徒同士の関係がよいものであることが大切です。また、生徒一人一人のよさが発揮されることが学級経営の基本であるため、生徒の個性やそれを取りまとめ生かしていく教師の資質や人柄も条件となります。

雰囲気や個々のよさを生かすためには、教室の環境を整備することが必要です。例えば、教室が安全であることはもちろんのこと、整理整頓がなされ、落ち着いて学習に取り組めるよう教室環境を整備しておくことがあります。また、個々のよさが生かされた掲示物や役割を示す掲示物などを貼ることなどがあります。こうした教室の整備も学級経営の大切な条件となります。

さらに、保護者の学級経営や学校の指導方針に対する協力の状況、地域社会の環境も大切にしなければならない条件ですから、教師はこうした多くの条件を加味しながら学級経営を行っていきます。

学級目標

学級に所属する生徒の希望を十分に考慮しつつ、学校教育目標と関連させながら話し合いによって決定される目標が学級目標です。学級目標は、努力することで実現の可能性が見込まれ、生徒を励まし道しるべとなるようなものが望まれます。学級目標を達成するために教師は、学級集団の具体的な理想像である集団指導の目標や一人一人の生徒に対する生徒指導の理想像をもつことが必要です。その上で、どの生徒も学級生活の中でリーダーシップを発揮したりフォローしたりする機会を与えられ、自分の役割を円滑に遂行できるよう配慮することが必要になります。そして、すべての生徒が学級全体のために積極的に関わることができるように教師は努めなければならないのです。

3. 教育実習における観察・参加

他の教職課程の授業科目とは異なり、教育実習では「観察」と「参加」という方法論を特に重視します。ここではそれぞれの特徴と具体を整理します。

(1) 観察

観察の意義及び目標

「観察」とは、実習校の教育活動全般を対象に、観点を定めて観察し、客観的な事実の記録に取り組むことです。観察対象は授業及び授業外の場面における生徒の行動、発言、表情や生徒同士の相互作用です。また生徒に関わる教師の意図的・組織的・計画的な、あるいは状況に応じた無意図的な働きかけや工夫、さらには学校環境や学習環境の構成を観察することも大切です。事象に対して妥当な観点を定められるようになること、適切な観察方法を取捨選択できるようになること、また客観性を保ちつつ、「良さに気づく観察」や教師の「実践知」に迫る観察ができるようになることが大切です。

観察の留意点と要領

観察は受け持ちの生徒に対する個別的・集団的理解を深めるために行われなければなりません。たとえば、特定の生徒や班を観察対象に定め、生徒を個人として、あるいは集団として理解しようとするのが大切です。生徒の学習面や集団行動面について、現在の課題や「良さ」に気づく観察が必要です。また観察する際は、生徒を周囲の環境から分離して捉えてはならず、その生徒と他の生徒との関係性や集団性の育ちを理解しようとする、教室環境や施設設備、教具・教材といった物理的な環境との相互作用を含めた観察に取り組むことが必要です。なお、実際の観察に際して、特定の生徒や班に着目して記録を取るか否かについては、実習校指導教員との綿密な相談を経て行うようにします。

観察する際は、次のような要領で取り組むと良いでしょう。

- ・観察の対象を明確に設定する。
- ・観察場面を詳細に記録する。
- ・事実を重視した客観的な記録に徹する。
- ・観察した事実に対する自己の主観は、それと判るように別に記述する。
- ・記録の整理はできるだけ記憶の生々しいうちに行う。
- ・記録は簡潔明瞭な表現で行う。
- ・行動の時系列や前後関係等を丁寧におさえる。
- ・観察記録の解釈に当たっては、行動の内容と場面を関連付ける。
- ・欠点を見つける観察ではなく、良さに気づく観察を重視する。
- ・個人情報保護に充分配慮し、記録の忘失等に万全を期す。

主な観察事項

主な観察事項は下表のようになります。

表：教育実習での主な観察事項

生徒集団	第一印象	教室全体の雰囲気
	教室	清掃、整頓、掲示物、座席配置等
	生徒	出席状況、活動状況、姿勢等
	教師	生徒に対する態度、教材教具、指示、発問、評価言等
	学級経営	学級経営方針の共有状況等
学校生活の観察	登下校、休憩時間、放課後、当番活動、課外活動などの状況	
生徒個人差	知的面	学習の習慣、学習への参加等
	情緒面	情緒安定度等
	社会面	他の意見を尊重する態度、グループ学習に対する態度
	身体面	健康状況など
	学年・発達段階による差異	
学校環境	校舎の位置や様式。教室や運動場などの環境、保健施設設備等	

授業の観察

教育実習での授業の観察は、実習校指導教員による示範授業を観察する場合と、他の実習生による実習授業を観察する場合の2つがあります。しかし、いずれの場合でも、次のことが重要です。

まず、その授業で取り組む単元や教材が、生徒にどのような資質能力を育むためのものかを、学習指導要領解説や教科書、並びに学習指導案に基づいて、事前に把握しておくことです。次に1時間の授業の流れに沿って、①本時の目標の設定、②設定された目標や学習課題の確認と吟味、③個の自力解決や、ペア学習、グループ学習といった一連の学習活動の組み立て、④学習活動とその結果を価値づける「まとめとふりかえり」といった指導展開過程に注目します。次に、実際の指導場面における授業者の指示、発問、机間支援等における指示、発問、評価言、板書、個人差に応じた指導といったパフォーマンスとその効果に注目します。さらに、学習課題に対する個々の生徒の特性や課題、取組の様子や相互作用の様子、安全面の配慮や教室環境の様子も観察対象となります。

実際の教育実習では、事前に作成された学習指導案や教科書教材等を踏まえた観察に取り組む場合もあれば、実習校指導教員の示範授業を観察し、その後に復元指導案等を作成する場合もあります。いずれの場合も、授業後の研究協議や反省会の際、議論に堪える客観的な観察記録を資料として用意できることが大切です。

なお、授業を観察する際の具体的な視点（例）は次の通りです。いずれも、「どのようになされていたか」という事実の記録と、その記録に基づいたあなたなりの解釈を、理由や根拠を明確にして示すことが必要です。

○学習指導計画

- ・教材研究の内容
- ・本時の目標の設定
- ・本時の時間配分の設定
- ・採用された学習方法
- ・指導内容や学習課題の水準
- ・教材・教具の準備状況

○指導技術

- ・ 本時の目標（めあて）や課題の提示と吟味
 - ・ 指導の流れの確認・共有
 - ・ 指示，発問，評価言等の教師の発話とタイミング
 - ・ 板書の量や位置，構成，文字の大きさ等
 - ・ 教材・教具や ICT 機器の利用
 - ・ 課題に対する生徒の思考や主体性を引き出す工夫
 - ・ 生徒の発言や質問に対する受け答え
 - ・ 個に応じた指導や配慮
 - ・ まとめとふりかえりの指示・内容
 - ・ 次時の内容の予告や家庭学習の指示
- 生徒の学習態度
- ・ 課題に対する生徒の興味・関心の様子
 - ・ 生徒の学習活動の質
- 学習環境
- ・ 生徒の机や椅子の配置，移動のさせ方
 - ・ 教室内の採光や換気
 - ・ 安全指導の配慮

(2) 参加

参加の意義及び目標

「観察」が事実と客観性を重視するのに対して、「参加」は実習生が教師の職務の一部を補助的に担い、学校の教育活動に主体的に参画することを指します。教育実習は実習授業を中心とした「教壇実習」ばかりではなく、教師の職務の幅広さやその重要性を理解し、習熟するための「学校実務体験実習」でもあります。

教師の実務

授業場面では、教材・教具の準備を手伝ったり、アシスタント・ティーチャーとして個別指導や小集団の指導に取り組んだりすることがあります。また、テストの採点や教室環境の整備、学級の事務処理等に部分的な責任を担って取り組むことがあります。

たとえば、学級を中心とした実務として次のようなことが挙げられます。出席簿、学級日誌や生徒の提出物（ドリルや自主勉強ノート、保護者との連絡帳）の収集と管理、採点及びコメントを付した返却、掲示物の整理や安全に配慮した教室環境の整備、給食指導、清掃指導や学級通信の作成、集金事務、学級や生徒を対象とした各種調査の実施、通知表の作成や指導要録の作成等があります。

また、学級経営、特別の教科「道徳」（中学校のみ）、総合的な学習の時間や特別活動等に係る事前の計画立案及び指導、部活動の指導、朝や夕方に行う登下校の指導、学年団や校務分掌を軸とした組織運営の業務、地域社会あるいは外部専門機関との連携（学校によっては「地域協働学校」を核とした取組を実践しているところもあります）等、教師の実務は非常に膨大かつ適切な対応を求められます。

もとより、限られた教育実習の期間、しかも教育実習生という立場で、これらの実務のすべてを体験することは不可能です。教育実習で体験できるのは、ごく一部にとどまるでしょう。しかし、限られたものであったとしても、そこから教師の仕事の範疇の広さを知り、主体的に理解しようとする必要があります。

なお、スクールボランティアを行うことはより広く教師の実務を体験することに繋がります。教師教育開発センター内の「スクールボランティアビューロー」を積極的に活用してください。

4. 教育実習生の一日

(1) 教育実習期間の標準的な過ごし方

教育実習期間は、中学校免許を取得する場合は3～4週間、高等学校免許の場合は2週間が標準です。実習期間中は、教科指導や生徒指導はもちろんのこと、進路指導や教育相談、学校行事、部活動等で生徒と積極的に関わり、体験を通して教師の仕事进行学习することが大切です。その際には、管理職や担当の先生に事前に許可を得ます。

- ① 朝は先生方よりも少し早めに出勤するように努めます。印(印鑑)は必ず毎日持参し、学校に到着したらまず出勤簿に捺印します。
- ② 登下校の校門指導等にも、主体的に参加することが望まれます。
- ③ 実習期間中も積極的に模擬授業に取り組み(板書練習等も)、授業改善に努めます。
- ④ 学習指導案や実習日誌、その他の文書等の提出は、指示された日時を厳守します。特に「研究授業」用の学習指導案は、指示された日時までにきちんと提出しないと、実習校指導教員に指導を受けることができないので注意しましょう。
- ⑤ 他の実習生や先生方の授業を参観させてもらうことは勉強になるので、可能な限り実施します。ただし、先生の授業を参観させてもらう場合は、事前に必ず許可を得ます。
- ⑥ 実習生用の控え室や職員室に用意してもらった自分用の机やいすは、常に清掃や整理整頓を心がけます。一日の終わりには部屋全体の清掃を行い、戸締まりを必ず確認して下校します。
- ⑦ 一日の勤務を終えて学校から帰る際には、実習校指導教員の許可を得ます。

(2) 標準的な一日の流れ

中学校と高等学校における一日の流れの例を次に示すので、参考にしてください。

中学校の例

6月13日 火曜日			
	学級・教科	担当者	内 容
始業前	3C	平本先生	朝の会
1校時	A2・社会	大室先生	日本に見られる地形を知る(見学)
2	3B・国語	堀先生	俳句を読んで情景や心情を想像する(実習)
3	自習		授業の反省
4	学校概要	宮原校長	〇〇中学校の概要・取り組み等(講義)
昼食・休憩	3C	平本先生	
5	自習		国語科の先生方の授業作りの打ち合わせに参加。
6	自習		教材研究
放課後	部活動	加藤先生	ソフトテニス部

高等学校の例

6月6日火曜日

	学級・教科	担当者	内 容
始業前	4-6 合同朝礼		体育館に全クラスが集合する合同朝礼に参加
1校時	4-2・生物	新宮先生	カタラーゼを用いた酵素実験、無機触媒と比較
2			実験後、質問とアドバイスを頂く。
3	4-1・化学	一町先生	周期表、原子の性質と元素のグループの名称
4	教材研究		授業計画の作成。
昼食・休憩			〃
5			〃
6	4-6・生物	赤川先生	ビデオを使った酵素のまじり、光合成
7 放課後	5-5・生物	西原先生	酵素実験 レバーではなく大根を用いた実験

(3) 教育実習記録

「教育実習記録」の掲載内容と使い方の概要を示します。記述は全てペン書きとします。全体を通して、指導者印（検印）を受ける箇所が多くあるので、漏れが無いよう留意します。

① 実習の課題（教育実習記録P. 1）

「実習の課題」は、実習期間中に各自が取り組む課題（授業経営、学級経営、生徒指導等）を明らかにして列挙します。また、実習校から与えられた課題等も明記し、日々の取り組みに反映します。実習後の総まとめに反映されます。

② 週日課表と時間割（教育実習記録P. 2）

「週日課表」と「時間割」は実習校との事前打ち合わせで提示されることが多いので、記入して頭に入れておきます。また、実習初日に提示された場合は、速やかに記入します。なお、土曜日に授業がある場合は、自分で作成して用紙を貼り付けるなど工夫をします。

③ 指導時数一覧表（教育実習記録P. 3）

記入欄が不足する場合は、適宜コピーして用紙を貼り付けるなど工夫をします。

④ 学習指導案（教育実習記録P. 4～43）

学習指導案は手書きで直接記述する様式であるが、PCで作成した場合は所定のページに貼り付けてもよしい。指導者印も忘れないように受けます。

⑤ 「本時」の自己評定（反省）

「本時」の自己評定は、「学習指導案」と一体のものであるから、実施した授業の全てについて記入します。指導者印も忘れないように受けます。

⑥ 日誌（教育実習記録P. 49～69）

「日誌」は日々の実習の記録です。1日1ページ、印象が薄れないその日のうちに記入します。

⑦ 実習のまとめ（教育実習記録P. 70～73）

「実習のまとめ」は実習の総括です。実習で取り組んだ成果や課題を明らかにするとともに、実習校の先生方や生徒に対して感謝の気持ちをもって表現します。

⑧ 学部研究室指導教員指導講評（教育実習記録P. 74）

「実習記録」が手元に返却されたら、学部研究室の指導教員に実習が終了したことを報告するとともに、実習記録を提出して指導講評を受けます。指導者印も忘れないように受けます。

第Ⅲ部

学習指導案について

1. 学習指導と学習指導案

(1) 教育課程とは

教育基本法や学校教育法などの法令には、学校教育の目的や目標が示されています。学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画が、いわゆる教育課程です。学習指導要領とは、教育課程の基準を大綱的に定めたものであり、各学校では、学習指導要領を踏まえた教育活動の充実を図っていくことが重要です。

(2) 学習指導の進め方

指導計画の構築

学習指導要領等から、育成すべき力を読み取ります。各教科の学年や分野、科目ごとの目標や内容をしっかり確認します。

年間指導計画に基づき、各単元（題材）をどのように指導するかを計画します。学校の教育目標や教育活動、該当教科の既習事項や単元の関連性や系統性、他教科との関連にもしっかり配慮します。具体的な手順の例を以下に示します。

①どのような単元（題材）を通してどのような力を身につけさせるかを考えます。

（単元観）

②指導する生徒の実態やこれまで身につけた力、課題等を整理します。（生徒観）

③取り上げる単元（題材）を通し、生徒にどのような方針で指導するかを考えます。

（指導観）

④単元（題材）の目標を設定します。（単元目標）

⑤単元（題材）の目標を達成できたかどうかの評価について、具体的な評価規準、評価方法を設定します。（単元の評価規準）

⑥時間配分を含めた単元計画を立てます。（単元計画）

⑦1時間ごとの授業の計画を立てます。（本時案）

学習指導案の作成

学習指導案は、授業を展開していく上での企画書であり、計画書であり、授業の設計図でもあります。他者にわかるように、授業者の意図、生徒の活動内容、教師の指導法、生徒の学びなどが示され、授業研究、授業改善に向けたとても大切な材料になります。決まった書式はありませんが、上記の指導計画を構築する際の手順をもとに、学習指導案の一般的な形について次頁以降に詳しく示しておきます。

指導技術

実際に授業をする際に重要である指導技術について挙げておきます。

学習形態（一斉・グループ等）、指導形態（少人数指導・TT指導等）、発問・助言・説明・指示の仕方、板書、机間指導、教材・教具の選定、ワークシート、教育機器の活用、個別支援

2. 一般的な学習指導案の書式及び必要項目

単元観（題材観）

取り上げる単元（題材）で、どのような力を身につけさせるのか、そのためにどのような学習活動を行うのか、単元（題材）の内容、既習事項との関連、今後の展開、その単元（題材）を取り上げる意義を明確に書きます。単元のねらいや内容については、学習指導要領上の位置づけを明記します。

生徒観

単元観から見た、生徒の興味・関心・意欲、単元（題材）に関する知識・技能、既習事項の定着度など前の単元（題材）までの実態や本単元（題材）で育成を目指す力を明確に書きます。

指導観

単元観、生徒観を踏まえて、指導・支援の力点、学習形態、仮説、その他の配慮事項など、生徒の良さや可能性を生かすような工夫や手立てを具体的に書きます。生徒が抱える学習上の課題を解決するために、どのような指導方針で臨むかを記述します。

単元目標

単元観、生徒観、指導観を踏まえて、取り上げる単元（題材）でどのような力をどのような学習活動で身につけさせるのか、簡潔に記述します。必ずしも全ての観点をふまえた目標を記入するというものではありません。「～を通して～ができるようになる」、「～によって～の態度を養う」、「～することで～が身につくようにする」等、言語活動やアクティブラーニングの視点といった手立てと、目指すべき到達点を含んだ表現にすると、目指す授業の方向性がはっきりとします。

単元（題材）の評価規準

生徒がどのような学習状況であれば単元目標を達成したといえるのか、その根拠となる評価規準を、「学力の3要素（①～③）」と「学習評価の4観点（①～④）」との関連を意識して設定します。

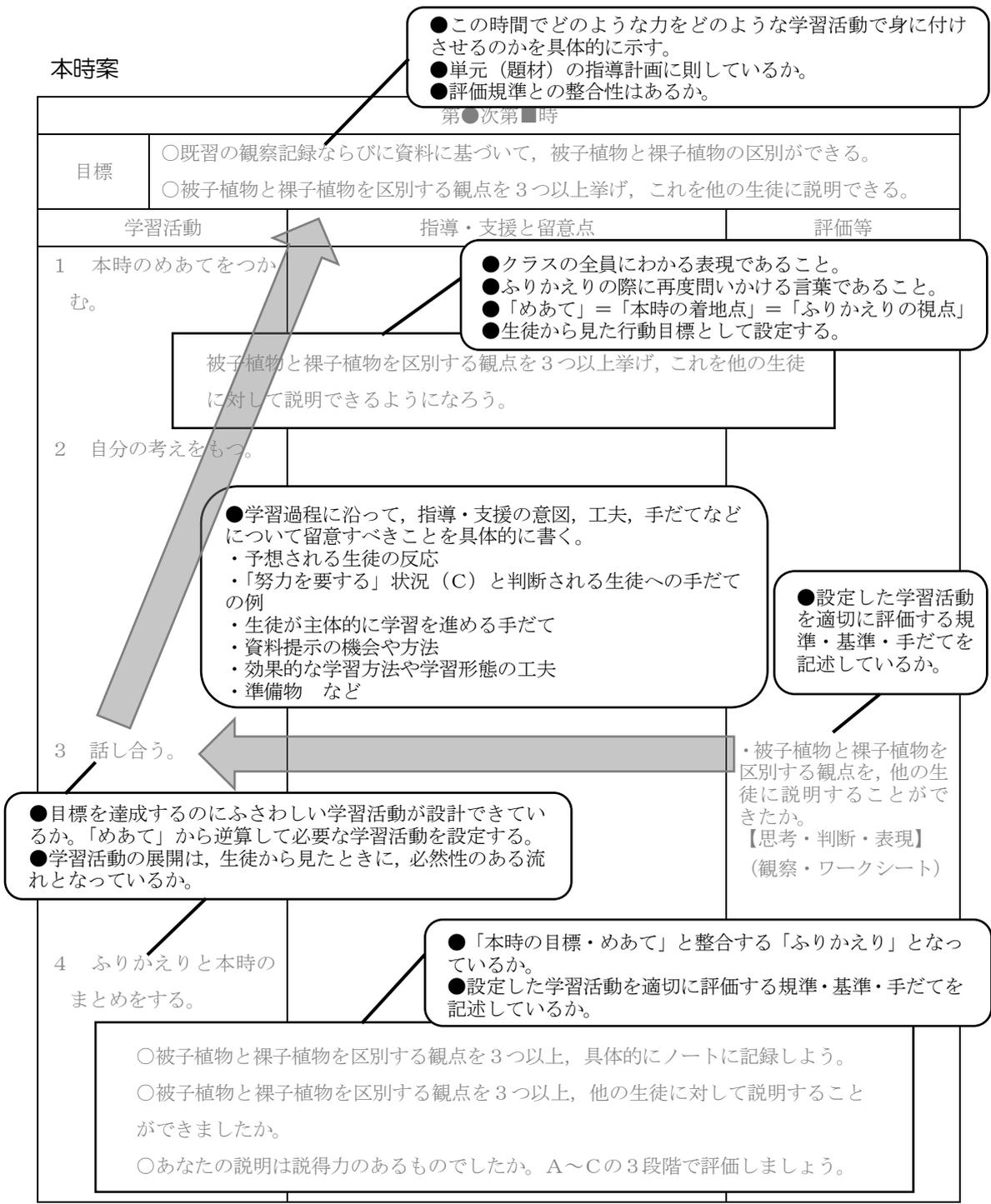
- ①基礎的な知識・技能・・・「①知識・理解」及び「②技能」で評価する。
- ②問題解決のための思考力・判断力・表現力・・・「③思考・判断・表現」で評価する。
- ③主体的に学習に取り組む態度・・・「④関心・意欲・態度」で評価する。

評価規準の設定に当たっては、「評価規準の作成、評価方法等を工夫改善するための参考資料」（国立教育政策研究所）の「評価規準の設定例」を参考にします。

■URL → <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

単元計画

単元目標達成のために、単元全体の指導計画を構造的に明示し、適切な時間配分を行い、これに基づいた本時の位置づけ（第●次の第■時）を行います。評価の観点が単元（題材）の計画にどのように位置づけられているかが分かるように示します。毎時間の評価の観点は、一つ又は二つ程度に絞り、評価規準を具体的に書き、評価方法も合わせて記入します。



■Check Point!!■

- 「本時のめあて」が生徒にわかる言葉として、また行動目標として記述できていますか。
- 「本時の目標・めあて」－「学習活動」－「学習評価」のトライアングルに整合性がありますか。
- 「本時の目標・めあて」と直結した「ふりかえり・まとめ」が設定できていますか。
- 授業の冒頭に「学習活動の展開」を「学びのスケジュール」として生徒に示していますか。
- 生徒の学習状況を踏まえ、用いる手だてや教材等の理由と根拠を述べることができますか。

教育実習の手引

平成30年9月

編集：岡山大学教師教育開発センター

〒700-8530

岡山県岡山市北区津島中3-1-1

TEL：086-251-7728

印刷：昭和印刷株式会社

〒700-0942

岡山県岡山市南区豊成3-1-27

TEL：086-264-6110

